

○議長（一條 光君）通告3番、10番一條 寛君の一般質問を許可いたします。御登壇願います。

〔10番 一條 寛君 登壇〕

○10番（一條 寛君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

1点目は農林業の活性化について伺います。

まず初めに、農業の活性化についてであります。

農産物直売所と食品加工企業との関係について伺います。農業者が農産物の生産、加工、販売まで行い、新たな付加価値を生み出す農業の6次産業化が推進され、農産物加工、直売所販売、通信販売、飲食業等への取り組みが増加しております。特に直売所は全国で約1万4,000カ所に上り、新鮮、おいしい、安い、安心などの理由から消費者の心をつかみ、売上額も1兆円との推計もあります。

農水省は、直売所、加工処理施設、地域食材供給施設等の整備に対し支援されているようであり、農産物直売所は、老若男女、だれもが自分のペースで参加でき、また、食べるというだれにとっても重要で、しかも心楽しい行動を中心とする仕事だけに、無限の可能性を秘め、町おこしの中核となり得ると思います。

そこで、農産物直売所事業をより一層拡大し農業の活性化につなげるため、道の駅の開設や仙台圏での直売所の開設の計画、また、新たな特産品の開発などへの支援の考えについて伺います。

次に、町内の食品加工企業における町内農産物の利用状況と今後の利用計画についてと食品加工産業の誘致についての考えを伺います。

次に、林業の活性化について伺います。

現在の林業は、木材価格の低下により木材の販売から十分な収入が得られないため、間伐や再造林等の森林整備のためのコストを捻出できず、森林が荒廃する原因となっております。森林は、木材の生産のみならず、二酸化炭素を吸収し地球温暖化を防止する、自然災害を防止する、洪水・渇水を防ぎおいしい水を供給する等々多面的機能を持っており、市場経済で評価されない価値を貨幣換算した数値が平成13年に公表されております。それによりますと、宮城県においては県民1人当たり45万円、県全体で年間1兆535億円あり、私たちはその恩恵に浴しているとのことであり、このような大切な森林でありますから、樹木を植栽して育て、それを伐採して木材として利用し、再び植栽するという林業サイクルの中で適切な森林整備を進め、森林資源を循環利用し、林業生産活動を活性化させることが急務と思います。

そこで、町の面積の45%を占める森林資源から収益を上げ、その資金をもとに森林整備を進

めるとともに、林業従事者の雇用の拡大と収入増を図るための展望を伺います。

次に、女性特有がん検診の無料クーポン事業と子宮頸がん予防ワクチンの助成について伺います。

女性特有がん検診の無料クーポン事業が昨年から実施され、今年は国の予算が減らされる中においても我が町においては実施されております。また、唯一予防できるがんである子宮頸がんの制圧のため、検診とともに重要なのが予防ワクチンの接種であります。全国各地の地方自治体での予防ワクチン接種への助成が広がっております。

そこで、無料クーポン事業による検診率の向上等の成果と来年度以降の事業の継続について、子宮頸がんワクチン接種へ町として助成される考えがあるかどうかお伺いいたします。

○議長（一條 光君） 町長。

〔町長 佐藤澄男君 登壇〕

○町長（佐藤澄男君） 一條 寛議員の御質問にお答えをいたします。

大きく分けて二ついただきました。

まず、農林業の活性化についてということでございまして、これは既に御案内のとおり6次産業化という言葉、皆さんの中でもこの言葉そのものは定着をしてくているのかなという思いをいたしております。どういうことかといいますと、1次産業、2次産業、3次産業、これを足すと6になると。いわゆる概念として、農業生産とする1次産業を中心として2次産業、3次産業、要するにいろんなジャンルを組み合わせる地域活性化を進めていったらいいのではないかというふうな、どなたかの発想が広がっていったということで理解をいたしております。

そんな中で町の状況を考えますと、我が町はこういった産業を進める素地としては非常に恵まれた町であるのかなというふうに思っているところでございまして、農林水産省においては本年3月に、21世紀の農政の基本指針である食料・農業・農村基本法の基本理念を具現化するために策定をした食料・農業・農村基本計画の中で、この農業・農村を再生させるために意欲ある農林漁業者を初め地域の事業者が、農業・農村の風景、そこに住む人の体験、知恵、伝統文化など、あらゆる資源を活用する事業を含めた新たなビジネスをもって所得の増大を図ろうということを出したことでございます。

本町における取り組みでございしますが、既に御案内のとおり、土産センターのさんちゃん会、中新田においては土曜朝市の会あるいは宮崎の特産市など、これは、生鮮野菜などの農産物、漬け物などの加工品の販売、生活改善グループで取り組んでいるいわゆるおふくろ便など、季節感を売りにしてしゅんの野菜、お歳暮用あるいは正月用品をセットにした宅配事業を展開し

ているということは御案内のとおりでございますし、また、伝統的に中新田創作部会においては、地元の方々が稲わらを加工してしめ縄づくりをやり、これを首都圏に出荷しているというようなことなどが事例としてあるわけでありまして。特にさんちゃん会においては、地元農産物のPRと販路拡大を図るために、もう既に仙台市内の百貨店を拠点として、週2回出張販売も行っているということでございます。

農商工連携による取り組みが注目されておりますが、御案内のように薬菜の水を使ったわさび生産組合が話題になっておりますし、町内の食品会社、ピクルスコーポレーションでございますがここが加工品開発を行いまして、新商品として、これは薬菜ワサビの茎入り野沢菜白菜というんだそうでございますが、これも既に販売をされているということでございます。こういったことをベースにしまして、JA加美よつばの加工野菜生産部会と地元の誘致企業が契約栽培をすることによって白菜の漬け物等を商品化しているということもでございます。現在は300トンの契約でありますけれども、近い将来、600トンに倍増する計画であるということも伺っております。

さらに、我が町の特産品であるタマネギを使った加工品の販売に乗り出しているということでございまして、これもこれまで生産量10ヘクタール500トンの大半を関東方面の生協などに契約出荷しておりますが、販路の拡大などからジャム、ドレッシング、スープ、ピクルスの4品目を開発しているということでございます。この開発に当たっては株式会社やくらいフーズが試作品をつくって、商品名は「バッハオニオン」ということで販売される計画というふうに聞いております。

また、地元においてはそれぞれ町の施設がございまして、中新田地区においては、自家用のみそ、豆腐の製造を行う農村婦人の家、ジュース、ソーセージが加工できる地域食品加工センター、薬菜地区の農畜産物加工施設ではハム、ソーセージを製造していると。漬け物加工が行われているところでございます。農協の管轄施設においては、みそ、ジャム、焼肉たれ製造が行われております。このほかにも個人での漬け物、もち加工、惣菜加工生産が行われておりまして、これらの製造された製品は直売所で販売されたり学校給食などにも使用されているということでございます。

このように、主体となるのは女性、婦人のグループの方々でございまして、それぞれ顧客は確保しておりますけれども、今後の課題である製品の有利販売方法についての検討、私もこのことを標榜してきたんでありますが、いわゆる加美町のブランドとなり得る商品としての開発を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

もう一つの視点であります食品加工企業の誘致についてというようなことがございました。先ほど御紹介を申し上げましたように、既に進出をしていただいておりますピクルスコーポレーションあるいはやくらいフーズ、タカノフーズ、それから東北グリコ乳業ががございます。仙台グリコさんもございます。ジャパンローヤルゼリーさんもございます。熱心に地元の生産物とかみ合わせて商品開発をしようという意気込みが伝わってまいっておりますので、こうした企業と連携を密にして今後ともブランドづくりに励んでいきたいというふうに思います。

また、林業の効用といいますか、森林の持つ特性を生かしたまちづくりを進めるべきだということでございまして、まことにもってごもった御指摘でございます。県民1人当たり45万の価値があるという数字までお示しをいただきました。我が加美町の森林面積は3万3,731ヘクタール、町の総面積が4万6,082ヘクタールでございますから、約73%を森林が占めております。内訳で申し上げますと、町有林が6,357ヘクタール、県有林が1,024ヘクタール、私有林が1万935ヘクタールということでございまして、この施業につきましては、御案内のとおり町としては非常に珍しい事業団を設置してこの管理をしているということでございます。ただ、木材価格の低迷等が長らく続いておりまして、これを健全な経営にするということはなかなか難しいことでございますけれども、町としてはいろいろな国の施策、補助事業等を勘案しながらこれを進めている状況でございます。

いずれにいたしましても、この森林の持つ効用というものは、二酸化炭素の削減を初め水源の涵養、いろいろな問題について貢献をしているということでございますので、関係する機関にも積極的に参画をしておりますから、いろんな提言をしながら、来年度から導入されるみやぎ環境税の施策と絡めながら町の方向性を示していきたいというふうに思っておりますので、よろしく御理解をいただきたいというふうに思います。

次に、女性特有がん検診の無料クーポン事業の成果と子宮頸がんワクチンの助成についてとこの御質問をいただきました。

昨年度から女性特有のがん検診推進事業が実施されておりますが、この事業は、子宮頸がんと乳がん検診の受診率向上を図るため、一定の年齢に達した女性に対し無料クーポン券を発行し、自己負担なしで受診できるようにしたものでございます。平成21年度のクーポン券の利用者数は、子宮頸がんで180人、利用率にいたしますと28.6%でございます。乳がんで410人、利用率で46%となっております。子宮がん検診では、20年度の40歳以下の受検率が7%であったものが21年度は13%に向上いたしました。乳がん検診では、40歳から60歳の受検率は17.9%でしたが21年度には23.5%とそれぞれ増加しておりますので、これは無料クーポン券の効果によ

るものと考えてよろしいかというふうに思います。この事業は年齢の区分が5歳ごとになっているため、5年間は継続していくべきものと考えております。

今後、町民はみずからの健康はみずからで守るという意識を持って積極的に検診を受けていただくように、周知を図ってまいりたいと思っております。

子宮頸がんワクチンの予防接種についてでございますが、子宮頸がんは発がん性のヒトパピローマウイルスというウイルスの持続的な感染が原因となって発症することがわかってきております。今回国が承認した子宮頸がんワクチンは、このヒトパピローマウイルスの16型と18型に対する予防効果が高いと言われております。しかし、日本人に多いヒトパピローマウイルスの52型、58型は含まれていないということから、日本人の予防率は70%程度と言われております。子宮頸がんによる死亡率を減らすためには、予防接種をしても検診することが不可欠となるわけであります。

現在、国において中学1年生が予防接種をした場合には費用の一部を助成する方向にありますが、本町では、来年度から導入できるかを含めて、今医師会とも相談しながら準備を進めているということでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上、一條議員に対する答弁とさせていただきます。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 答弁の中に道の駅についての答弁がなかったので、その辺まずお伺いしたいと思います。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（佐藤澄男君） 具体的に今、道の駅構想が町の構想としてあるかということでございますが、今の時点ではまだございません。これは将来にわたる道路の整備に関する事、国土交通省の支援する事業ということでございますので、この要件も当然あるわけであります。

いずれにいたしましても、我が町は、347号線と457号線、この交差する町でございますからその要件はあるのかなと思うんですが、ただ、考えてみますと、この347号線の冬期閉鎖というのは非常に大きなネックになっているのかなという思いがいたしております。今、期成同盟会もこの間総会がございましたが、活発な宮城県のみならず山形県からの強い要望が出されております。こういったことを形としてきちっと方向づけができたときに、そういう構想が具体的になってくるんだろうと。そういう構えをもってこの構想を考えていきたいというふうに思っております。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 今、直売所が全国的に非常に盛り上がっているわけでありましてけれども、いろんな問題点も指摘もされています。直売所間の価格競争の激化とか、それから生産者の高齢化とかという問題も出ていますと聞きますけれども、この辺に対してどんな対応を考えておられるか。また、直売所をどういう方向性にアドバイスしていこうという考えがあるか、お伺いしたいと思います。

○議長（一條 光君） 農林課長。

○農林課長（猪股雄一君） 直売所の方向性と今後ということですが、現在、大なり小なりといろいろ先ほど町長答弁で申し上げましたが、一番大きいのはここやくらいでございます。21年度の販売額を申し上げますと、2億5,900万という数字になっております。この数字は、18年からですけれども、毎年1,000万ぐらいずつ伸びてきております。

私の方、担当として思いますのは、やはりロケーションが非常にいいところなので、外部に出ていくよりもお客さんに来ていただくということをまず思います。

それから、今後どうしようかと。今、先ほど申し上げているさんちゃん会がスタートしてかなりの年数がたっています。その方々がずっとやってらっしゃいますから、相当数の年月も重ねてきておりますから、その中で次の後継をどうするかということが一番問題になってくると思います。やはり継ぐ方が家庭の中でもいなくなる場合もあるかもしれませんので、やくらいさんちゃん会という法人スタイルをフルに生かしていくべきかと思えます。というのは、ある程度雇用もして、計画的な季節に合った作付をしてそれを販売するとか、そういう方向へ持っていく。そしてそれを、組合員が今210名ほどいるんですけれども、もう少しこれを広げて、大きなくくりでもって加美町を宣伝していくことがよろしいかというふうに思っております。

あともう一つ、地産地消ということから考えれば、年とってくる方、いわゆる高齢化していますから、これは余計なことかもしれませんが、商店街のシャッター街を少しにぎわすためにも、そういうところへ定時、毎日というわけにはいかないと思うんですけれども、定期的なものを開催すればよろしいのかなという考えをしています。以上です。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 農林課長から、商店街にという話もありまして、空き店舗を利用して小規模でやっている方もおられるわけですが、こういう方々、またこれからそういう形でやりたいという方に対しての支援策、店舗改造とかあと店舗の借料の援助とか、何かそんなことは考えておられるかどうか。

○議長（一條 光君） 農林課長。

○農林課長（猪股雄一君） 具体的にはないんですけれども、いろいろ御相談を得てそういうものは取り組んでいきたいと。それからあと、国の概算要求、23年度を見ますと融資もいたしますとありますので、個人ですと5,000万ぐらいまで融資すると、無利子ですね。そういう要求もしていますので、そういうものが通ればそれらとにらみ合わせて、あと町でどの程度までできるのか、そういう御相談はしてまいりたいと思っています。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） それからあと、町にも何カ所か加工場もあると。また、農協さんの加工場もあると。農協さんの加工場はかなりフル回転されているということでありましてけれども、町の加工場はいろいろ活用されておられるのかどうか。また、それで十分と考えておられるかどうか、この辺をお伺いします。

○議長（一條 光君） 農林課長。

○農林課長（猪股雄一君） 農林課長、お答えします。

町の加工場ですが、先ほど申し上げた、まず最初、農村婦人の家と中新田広原にございますが、ここはどうしてもみそとかの加工が中心になりますので、それでここは自家用でやっています。営業用の許可をとっておりません。というのは、団体数が30団体ぐらいがつくれますので、どなたが食品営業許可をとってやるというのが非常に難しい状態にあります。いろいろ皆さんから御要望あるんですけれども、その辺の調整は全体でやっていかなければならないと。

ちなみに、今どれくらいの生産をしているかという、いわゆる地場産ですけれども、みそでは大体大豆が3トンから4トン、同じく米が、こうじが3トンぐらいは使っているという状況です。

それからあと、もう一つある菓菜の農畜産物加工施設。これは、ハム、ソーセージとあと漬け物というふうにやっていますが、ここはほぼ毎日使われてはおります。そこでは、製造量としてはハム、ソーセージが大体1,600キロ、あと漬け物も大体1,600キロぐらい、同じぐらいで、その製品はやくらいの土産センターなりレストランなりで販売あるいは利用いただいているという状況であります。

ただ、婦人の家についてはもう少し季節感も出したものができるかなとは思いますが、改造の方とかいろいろありますので、少し難しいところはあると思います。以上です。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） あと仙台圏での直売所ですけれども、今、週2回デパートでやっているということでありましてけれども、この辺、農協さんとも連携しながら、色麻町とも連携しながら

ら、常設といいますか、独自のそういう空き店舗等を活用してそんなことをやる考えはないかどうか。

○議長（一條 光君） 農林課長。

○農林課長（猪股雄一君） いわゆる仙台圏に出てやる気はないかということですか。（「はい」の声あり）それは皆さんと御相談しないとだめですけれども、ただ、先ほど一番先に申し上げたように、このやくらいのロケーションというのが、先ほど2億9,000万と売り上げを申し上げましたが、その中の大宗を占めているのかなというふうに思っています。

それからもう一つ、よく水とか土マイレージという言葉が使われますが、それを持っていくよりもやはり来ていただいて、今ぐらいの、週2回ぐらい宣伝を兼ねて営業してもらおうというのがよろしいところかなと思っています。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 次に、加工企業のことについて伺います。加工企業が進出していただいたおかげで、結構加美町の農産物が生産も上がっていると、非常な恩恵も受けているというような状況がわかったわけですが、誘致企業ではありませんけれども、JA加美よつばで、ギョウザ用のキャベツの生産とか、それからトマトケチャップ用の加工用トマトの生産とかという形で、加工企業と農産物のうまい関係が進んでいると。それで非常に好評のようでもありますので、この辺、やっぱり加工企業がまたあることによってより農産物の生産が高まり、また農家の収入がふえていくのかなという感じがします。

前ちょっと若生副知事の話聞く機会があったんですけども、宮城県は、東北の中心という形で東北各県に生産物を、商品を生産できるという立地条件が非常にいいので、かなり加工企業が進出してきているという形で、その中で、全国制覇型の企業は大体ブロックごとに進出するという形で、東北が大体最後になるというんですか、中国地方、北陸地方に進出した段階で県は接触していくと。それからあと、地元の農産物を使つての企業に対しては、リニューアルとか移転とかという形の中で宮城に進出していただけないかという形で考えていると。そこのねらい目が福島県だと。今福島県で操業している企業に対してねらいを定めているというような話をちょっと聞いたんですが、食品企業への立地の働きかけに対して県との連携はとられているかどうか、その辺お伺いします。

○議長（一條 光君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤勇悦君） 商工観光課長です。お答えいたします。

ただいま、食品関連の企業が東北の方に進出しているという状況で、地場産品を中心としな

がらそういう関連企業の誘致はどうなっているのかという問題ですけれども、自動車産業なりあと高度電子産業であればその関連会社というのは決まっている部分がございます。ただ、食品につきましては、県の方には多分情報が入っているかと思うんです。ただ、県の方で、県も工業団地を抱えていますので、県が情報を出さないというのは、多分、県の工業団地をまずもって埋めようと。それであと各市町村に回そうという考えを持っているのかどうかはちょっと推測の域は出ていませんけれども、どうしても企業の情報が、各市町村、加美町だけじゃなくて、自動車産業もそうですし高度電子もそうなんですけれども、県から県に相談されている案件が各市町村におりてこないという状況がございます。

ですから、各町村会の方にも要望はしていますけれども、ある程度の企業の相談があった場合は各市町村の方にもその案件を回してくれという要望をしておりますので、なかなかどういう企業がいま宮城県の方に声をかけられているのか、進出しようとしているのかという実態がちょっと把握できないという状況でございますけれども、今後は県の方からできるだけ情報を引き出して企業誘致に努めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 県との連携をうまくやって、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、林業の件についてお伺いします。木材生産コストを下げるには大型・高性能の機械を使う必要があるんだと思うんですね。これらの機械を使いこなすためには、まず路網の整備と人材の育成が必要だと言われております。そうすることによって、間伐材を山に放置することなく搬出されることにつながったり、燃料用のチップの低コスト供給も可能にすることかできるんだと思うんです。また、主伐生産による所有者の収入をふやすことにもつながっていくと思ひます。

そういう中で、過日、河北新報に建設業団体が加わった形で路網整備のモデル事業が東北で初めて大和町で行われるという記事が載っております。このような動きを含めて、我が町での路網整備の進め方についてどのようにお考えかお伺いします。

○議長（一條 光君） 森林整備対策室長。

○森林整備対策室長（高橋 洋君） 森林整備対策室長、お答えいたします。

御質問にございました作業道等の路網の整備につきましては、先ほど町長の答弁にもありましたみやぎ環境税の使い道の中で町として要望しております。それは、路網の開設に伴う事業費に対する補助というものについて補助をいただけるように要望は出しております。それからもう1点、人材の育成につきましては、これも県のいろんな事業がございますので、そういっ

た中で若い林業後継者等につきましてそういった研修の場を有効に使っていただくようにしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） わかりました。

次に、町有林の中には樹齢が50年以上の人工林が人工林全体の5分の1ぐらいの499ヘクタールぐらいあるようでありまして、また、この10月から公共建築物木材利用促進法が施行されます。このような状況の中で、新庁舎の木質化に町有林を積極的に活用されることを考えておられるかどうか。

またもう1点、町有林について、森林労働者の収入確保と労働人口の確保を図るために、この町有林をどのように伐採を平準化して計画伐採を進めていく考えかお伺いします。

○議長（一條 光君） 庁舎建設準備室長。

○庁舎建設準備室長（猪股清信君） 庁舎建設準備室長、お答えします。

新庁舎建設に伴う町有林林材の活用ということでございますけれども、現在、どういうものを建てるかを建設委員会の方で考えるということで進めております。そういう意見があるということをお伝えしていきたいと思っております。以上です。

○議長（一條 光君） 森林整備対策室長。

○森林整備対策室長（高橋 洋君） 森林整備対策室長、お答えいたします。

町有林の今後の伐採計画等も含めました計画的な生産という御質問でありますけれども、町有林の人工林の半数近くはもう既に伐期を迎えております。これまでは下刈りとか間伐の方に力を入れてまいりましたが、今後は、生産間伐及び既に伐期を迎えております成木の皆伐につきまして、条件のいい場所を計画的に選定をしていこうというふうに考えております。まだ具体的に計画の方を立てておりませんが、いずれ長伐期施業という方向に今の施業体系をシフトしておりますので、その中で生産間伐等によって幾らかでも収入を得るような努力をしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 次に、県の森林育成事業の補助メニューに平成18年から、樹齢40年未満の高い林齢に移行しつつある人工林を、抜き切りというんですかね、切って林内に広葉樹を育てていくという、針広混交林や広葉樹林に誘導しようとする事業があるようでありまして、このような事業についてどのようにお考えになられているかお伺いします。

○議長（一條 光君） 対策室長。

○森林整備対策室長（高橋 洋君） 森林整備対策室長、お答えいたします。

先ほど答弁の中にもありましたように、今後、生産間伐ということで、ある程度の年齢に達しているものについても、抜き切りといいまして伐採をしましてその中に広葉樹を植えるという事業も県の事業メニューにございますので、そういったものに取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 次に、がん検診の無料クーポンの件についてお伺いします。

今回の無料クーポン事業によりまして28.6%まで受診率が向上したということではありますが、国が目指す検診率は50%なわけで、まだまだ目標には届いていないわけではありますが、検診を受けない理由としては、忙しいとか面倒だとか恥ずかしいなどという理由があるようでもありますけれども、このようなものを乗り越えて検診率を上げるためにどのような対策を講じられるおつもりかお伺いします。

○議長（一條 光君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（早坂 仁君） 検診率の向上については、チラシ等で御案内すると、いろんな健康教室において御案内するというような方策をとっております。それから、対象年齢がわかるものについては、その対象年齢に該当する方に対して個人通知を差し上げて受けていただくように努力をしていると。それでも余り高くないというようなことでございます。以上です。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 今後も努力をよろしくお願いします。

次に、子宮頸がんワクチンの接種の助成ですけれども、公費助成をしている自治体は今114自治体だそうであります。これは6月現在ですけれども。そのうち78自治体では1万2,000円以上の助成を行っている。さっき町長からも答弁ありましたけれども、12歳の女性全員にワクチンを接種した場合、大体子宮頸がんの発生を73%減らすことができるという試算もあります。厚生労働省は概算要求で150億ほど来年要求しています。これが通りますと、国の計画は、市町村が実施する子宮頸がん予防ワクチンの助成事業の助成費の3分の1相当を国が面倒を見るという形で、3分の2は市町村負担となるような状況で、まだまだ国としては足りないかなというふうに思うんですけれども、先ほど町長からも来年度から導入できるかどうかという答弁がありましたけれども、このような国の動きを受けて再度お願いいたします。

○議長（一條 光君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（早坂 仁君） 先ほど町長がお話しされておりましたように、ワクチンの効果は

7割程度というふうに言われております。ただ、ワクチンですからリスクもあるんですけども、7割程度というのはがんに対しては非常に有効だというふうな解釈ができるわけですね。それで、ある年齢、11歳から14歳ぐらいの区分の間の年齢の方なんですけれども、希望される方に対しては全額を助成する。全額というのは4万5,000円になるか5万になるかわからないですけども、そのぐらいの費用がかかると。国からその3分の1がいただけるということもありますけれども、とにかく町としては今のところ、全額助成するというか、隣の大衡村でも全額助成すると。岩沼市でも全額助成するという方向にあると。隣の色麻町においてももう10月からそういった形で進めているということなものですから、本町においても全額補助の方向で検討を進めているということでございます。以上です。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 1回打つと大体20年間有効だというふうにも聞きますので、しっかりそういう方向でよろしくお願ひしたいと思います。

どうもありがとうございました。以上で終わります。

○議長（一條 光君） 以上をもちまして、10番一條 寛君の一般質問は終了いたしました。

通告4番、15番新田博志君の一般質問を許可いたします。御登壇願います。

〔15番 新田博志君 登壇〕

○15番（新田博志君） 通告に従いまして質問させていただきます。

昨今、人々の生活はさまざまに変化し、田舎暮らしを望む人も数多くいると聞きます。セントラル自動車の移転のこともありますし、また、空き家や農地が使われないで荒れているのはどう考えてもよいこととは思われません。これらの有効利用という点からも、仮称ですが、加美町空き家バンク登録制度、加美町農地バンク登録制度などというものを創設してはいかがと思いますが、町長の考えを伺いたしたいと思います。

○議長（一條 光君） 町長。

〔町長 佐藤澄男君 登壇〕

○町長（佐藤澄男君） 新田議員から空き家や貸し農地などの登録制度の創設をしたらいいのではないかとということで、御提言を含めた質問というふうを受けとめて答弁をさせていただきます。

まず、放置家屋の取り扱いについてでございますが、少子高齢化の状況から放置家屋が確実に増加をして、その対策が全国的に問題となっております。しかし、その対策は個人の資産に手を出せないという状況で経過しているというのが現状でございます。現行法上、行政ででき

得る対策としては、建築基準法、これは第10条の第3号、著しく保安上危険、有害である場合は必要な措置を命ずることができるという法律がございますが、判断基準等で現実的には運用されていない状況でございます。

そこで、全国的な取り組みとして、空き家情報バンクとして情報を登録して当事者間で交渉する物件と、町が寄附を受け、整備、修繕等も含むわけでございますが、これをして賃貸等を行う物件で対策を講じている事例が紹介されております。これは現実的に富山県の滑川市あるいは長野県松川町等で行われている事例でございます。

次に、空き家と農地をセットにした登録制度ということでございますが、先ほど申し上げました状況下で、空き家については加美町には261戸確認をしております。これは21年、今年の9月の調査でございます。そのうち103戸が入居可能となっております。農地については、農地法上の制約、これは50アール以上の耕作ということでございますが、不作付地につきましても改善計画を提出することで米戸別所得補償モデル事業の対象になることとなります。

これらを考えますと、農村集落の空き家、農地の活用方法につきましては、集落内の課題として集落営農と一体的に推進するのが最も有効な対策と考えられます。その上で、行政が支援できる空き住宅のあっせん活用等、あるいは修繕して貸し付ける方法等もあろうかと思いますが、定住化対策として検討が可能ととらえております。空き家や不作付農地対策をそれぞれの集落内の資源を活用した活性化対策と一体的に推進できないかということで考えております。

地域に活力を与えるという面から、本年度2人受け入れをいたしました。地域おこし協力隊、こういった活動にも全町的な広がりを目指しながら推進してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（一條 光君） 新田博志君。

○15番（新田博志君） まずもって一つはきちんと把握しておくということが大事だなと思いましたが、こういうのも質問させていただいたんですが、町としても空き家が261戸あるとききちんと把握しているということは大変いいことだと思います。

それで、よそからの定住とかということを考える場合は、農業や暮らし、風習、習慣ですね、そういうものをサポートしてくれる暮らしのサポーター制度みたいな制度が必要かなど。それから、例えば空き家を利用して新しく起業する方のためには、その起業する際の支援制度が必要かなというふうなことも思います。それで、これらの制度といいますか、これを町としてきちんと登録制度をつくって管理していくという意思があるかどうか、そういう点からまずお聞きしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（早坂宏也君） 総務課長です。

先ほど町長答弁したとおりになりますけれども、人も土地も、これはきちんと活性化のために活用していくという方向性を今後推進していきたいということでございます。総務省等を出しています地域おこし協力隊、それらも人の活用という形で一つの方向なので、それを土地、農地にも広げていくと。それから集落、あるいは商店街、それらにも手法としては活用できていくんじゃないかなと。そういう方向性を検討していくと、推進していくという先ほどの町長の答弁に尽きると思います。

○議長（一條 光君） 新田博志君。

○15番（新田博志君） 登録制度というのは、要するに持ち主にきちんと確認して登録するかどうかという問題なんです。例えば農地にしても貸してもいい、売ってもいい、それから空き家にしても貸してもいい、売ってもいいとその持ち主にきちんと確認して登録する。それから、借りる人、買う人にも、こういう制度がありますからどうぞぜひ話してくださいという、そういう制度をつくるかどうかということをお聞きしているんですが、いかがでしょうか。

○議長（一條 光君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田 恵君） 企画財政課長でございます。

先ほど町長が答弁した件数につきましては、空き家ということで、危機管理室の方で環境あるいは安全面の観点から調べたものでございます。ですから、持ち主が不明ということもあります。それにつきましては、危機管理室の方でその所有者を把握していくというような作業が行われるということでございます。

今御質問の件につきましては、所有者がはっきりしている、貸すという意思もあるということであればそのようなことができるということでございまして、まずその意思の確認から始まります。先ほど町長が例として出された松川とかそういうところは、今御質問のような空き家情報バンクというものを持っておりまして、そこで、自分の所有している物件であいていて、貸してもいいですよというふうなものを登録すると。それを町がインターネット等でお知らせをするというような状況です。

町では現在、町のホームページでそのような貸し家を持っていらっしゃる不動産業者と情報の交換をしております、空き家として持って、そして貸してもいいですよというのを、町の不動産屋さんを通して町のホームページで紹介をしていると。ただし、それにつきましては町があっせんをしたりということではなくて、ただ御紹介をしているということでございまして、

一步踏み込んだそのような情報バンクということになれば意思の確認とかさまざまな作業があると思いますが、それらのことについては検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（一條 光君） 新田博志君。

○15番（新田博志君） 先ほどセントラル自動車のことにも触れましたけれども、この問題はいろんな関連がありまして、いろんなふうに展開していく問題ではないのかと思っております。例えば、最近、鳴瀬地区のある大きな屋敷がセントラル自動車の役員の方に買われたというお話なども聞いておりますので、そういうふうな情報がまとまってあれば、昨今のセントラル自動車や東京エレクトロンなどの引っ越しの問題に関するこちらからの情報提供という大きなかわりにもなるのではないかと思うのでありますが、その辺についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（一條 光君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤勇悦君） 商工観光課長でございます。

ただいま新田議員さんがおっしゃられたとおり、セントラル自動車の常務さんが1軒鳴瀬地区で購入したという事例もございます。

それで、セントラル自動車のお話が出ましたのでちょっと申し上げますと、セントラル自動車が12月から本格的な操業に向けて1,000人から1,300人の社員が移ってくるということで、先ほど近藤議員さんの質問で町長が答弁したように、こちらの住宅関係も含めて社員の方にPRをしてきたという経緯がございます。それで、セントラル自動車でも今現在300人ほど先に先行して来ているかと思うんですけれども、その状況を聞いたところ、泉、富谷、あと大和、そこでほとんど移住先が決まっているということでございます。ただ、セントラル自動車からすると、こちらに移住した後に1年間かけて持ち家、自分のうちを持った場合、助成を出すというような形で今セントラル自動車が計画しているようですので、一たんはさっき言いましたように泉、富谷、大和というふうに賃貸アパートに住んで、その後、その助成制度がある1年間のうちにそれぞれ持ち家を探すんじゃないかというような形でセントラル自動車の支援室の方で見えております。

ですから、その意味においても、先ほどから質問ありました空き家情報の方もできるだけ整備をして、その辺の情報を提供できればなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（一條 光君） 新田博志君。

○15番（新田博志君） その情報提供する際に、要するに我が町としては、例えば移っていただいた方に、そういう物件であれば例えば水回りの保守についてはこの程度見ますよとか、それ

から、先ほど話したように、農業や暮らしについて隣近所の人がこういう制度がありますのでサポートしてくれますよというような、何ていうんですかね、制度までの提供というんですかね、そういうこともあわせたことを情報発信するというお気持ちはあるのでしょうか、その辺お聞かせ願えればと思います。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（早坂宏也君） 空き家のバンク、先ほど町長が説明した全国の例でございますが、そちらにつきましては、一つは、今加美町に261戸あると、住めるような状態が130戸といたしますけれども、その空き家を、さっき言ったように本人の同意があって登録をしていくわけですが、他の町でやっているところで、町が直接支援している、直接かかると、あるいは不動産屋さんが中に入って交渉は自由にやるんですというのが、ただ、本人の了解をもらった場合についてはそのような形で登録をしてインターネットで紹介をしていると。あと、町が直接かかっている事例でございますと、所有権はやっぱり最大の権利でございますので、本人から土地家屋、もうここには住めないのぜひ余り古くならないうちに町に寄附をしたい、御寄附をしたいと。それを町で何とか活用してもらえれば、私たちもそういうふうに望みますというような形で寄附をいただいたものについて、町がそれを修繕したりして町の建物としてそれを賃貸したり、あとは譲ったり、そういう定住化の方向に結びつける事例が一つ。あるいは、ただ登録してあっせんだけすることが二つ。多分、新田議員さんの御質問の方は、寄附とかという形よりも、そういう情報を広く発信する仕組みをつくりなさいということだと思いますので、そちらの方についてさっき言ったように研究を進めて検討していくという形で考えております。

○議長（一條 光君） 新田博志君。

○15番（新田博志君） ない制度について急に言っているわけですから、それは戸惑うものもあると思うんですが、例えば、最近、成年後見制度みたいな話で、例えば独居老人世帯、老老世帯の方が、生きての間幸せに暮らしていただくように、貸し付けの制度とかととって、その間、持ち家を預かるとか持ち家のブンとかというような話も聞くと思うんですが、そういうような制度というのをいっばいつくっていくためには、やっぱり町として制度をきちんとしていかないとそういう情報の入手というのもできないと思うんですが、その辺についてはいかがお考えですか。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（早坂宏也君） そのとおりであります。そういう整備を進めていくという形。ちなみに、昨年度町で調査をやった261戸というのは一つ別な観点の調査目的が大きかったわけで

す。災害対策ですね。災害対策で、風が吹いたって老朽化して非常に危険家屋なんだけれども、なかなか所有者に了解をもらえず手をつけられない状況だと。それを踏まえて、きちんと連絡先を調査をして、有事の際に連絡体制をしっかりとしましようという目的でまず調査をやったと。今後、今お話ししたような有効活用できるもの、それらについてまず本人の了解をいただいてPRするものはPRすると。余りないかと思えますけれども、譲ってもいいというものについてはそういう対策もとっていくと。ちょっと今まだ踏み込んでないので、そういう形で進めたいというお話でございます。

○議長（一條 光君） 新田博志君。

○15番（新田博志君） ぜひ踏み込んでいただきたいなと思ってこんな話をわざわざしているわけなんです、例えば補助金がついているやつもありますね。例えば、今空き家の話ばかりで農地の話が出ていないんですが、耕作放棄地再生利用交付金という制度もありまして、再生利用活動、例えば貸借などにより耕作放棄地を再生利用する取り組みに対してはこういう補助金がありますよというような補助金制度などもありますので、私は空き家も農地も一緒だと思っているんですが、どっちにしても、先ほどからいろんな話をしているんですが、いろんな関連性が出てきているようなものが膨らんでいくと思うんですよ。そのために、そういうものをセットで一緒にちゃんと制度としてつくって情報の提供とかなんとかということができれば、少しはこういうことも進むんじゃないかなと思っの提言なんです、その辺についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（佐藤澄男君） 部分的な話になりますといろんな観点が出てくるんです。御案内のとおり空き家のことにつきましても、これはある面で個人情報尊重しなければならないものだ。だけれども、確実にこの数がふえてきているということも事実です。しかもそれは、要するに町中に限らず農村地帯にもそういう傾向が広がってきているということでございまして、これを何とか新しい活用方法ができればということは、これは非常に町の方向としても大事なことであるというふうに思っているところです。したがって、その条件整備をまずしなければならないということが前提にあるわけです。

農地のことについても、その支援制度、この間も東北農政局から参りまして加美町における状況について意見交換をさせてもらった経緯もございします。実際にその制度で農地をよみがえらせた事例も町内にもあるわけです。ですから、そういう制度を活用するということになる、じゃあこれをだれがやるかと、こういう問題になるわけです。町が直轄で農地を管理するとい

うことにもなかなかいかないわけでございまして、これは、そこに住んでいるというか、今ある集落営農組織、これが一番現実的な対応になるのかなというふうに思うんです。したがって、その地域における農業の振興策とあわせて、そういう貸し農園的な、市民農園的なシステムを考えていくということは非常に現実的な話になるわけです。

ただし、それを運営する側、要するに受け手側、これが組織がきちんとしてリーダーがきちんとしてそれをさばけるかどうかということの問題もここに出てくるわけです。先ほど事例として、方向性として、地域おこし協力隊の話をさせていただきました。これは宮城県でどこでもやっていない制度でございまして、私はこういうものに、今2名ですけれども、最低10人ぐらいこの活用を図って町に来ていただく若者がふえれば、かなりインパクトの強いまちづくりが見えてくるんじゃないだろうかという思いをいたしております。しかし問題は、この協力隊の若者たちを受け入れる、そういった組織の実態というものもきちんとして整備をする必要があるんです。したがって、これも1人の人に10人任せるわけにはいかないわけですから、最低限、そこに存在する、活発に前向きに取り組んでいこうとする、そういう組織体を整備をするということが先決問題としてあるわけです。こういったこととあわせて、今の新田議員の提案というものも非常に将来方向としては大事な視点であるというふうに思っておりますので、これを検討していくということでもあります。

企業の誘致の面からの御指摘もございました。今、さっき説明させたとおり、ほとんど単身赴任で来るのが主なようであります。じゃあ今落ちついたところに将来的にずっと住むかという、決してそういう傾向ではないという情報もあります。若い子育て世帯がどこに定住するかという問題が一つの視点としてあるわけです。もう一つは、首都圏に残してきた両親、この世帯をどうするかという問題も二次的に発生してくることも間違いございません。そういう世代には、今御提言があったような土に親しむ、自然と仲よくしたいねという世代は当然あるわけでございますから、こういったものとのリンクをさせた上で、この提案されたことを研究してまいりたいと、こういうふうに思っているところです。いろんな御提言をまたお願いを申し上げたいと思います。

○議長（一條 光君） 新田博志君。

○15番（新田博志君） 町長にも御丁寧な答弁をいただきましたので以上で終わりたいと思うんですが、空き家や耕作放棄地がふえているということもありますし、その制度なり条例なりをきちんとして整備して、よりよい形で必要な方たちに提供できるような仕組みをつくっていただきたいというのが今回のテーマでありますので、ぜひともそのような御検討をよろしくお願

て終わりたいと思います。

○議長（一條 光君） 農業委員会からの見解は必要ありませんか。

○15番（新田博志君） お聞かせ願えれば。

○議長（一條 光君） 農地バンクについても質問がありましたので、農業委員会から発言があればこれを許可したいと思います。

○農業委員会会長（兎原伸一君） 農業委員会会長です。

ただいまの質問に関連いたしますが、我々農業委員会の立場としての見解を申し上げたいと思います。

農地の貸し借りについては農地法第3条の許可が必要となっております。農業委員会では、借りるまたは買うといった場合には、そういう方について、農地のすべてを有効に利用できるか、あるいは農作業に必要な日数従事することが見込まれるか、あるいは権利取得後の農地面積が50アール以上あるか、そういうことを、そしてまた周辺の農地等の地域調和要件に支障を及ぼすことがないか等を定例総会でいろいろ判断いたしまして、許可を決定しております。

また、委員会で毎年農地パトロールを実施しておりますが、昨年の結果では、農地パトロールした結果、371.1ヘクタールの耕作放棄地が認められました。このうち159.6ヘクタールは森林あるいは原野化しておりまして復元が難しく、残りの212.1ヘクタールについては、刈り払いあるいは簡易な基盤整備等をやることによって耕作可能になるというふうな結果が出ました。しかし、その場所についてはほとんど条件の悪いところでございまして、軽トラックやトラクターといった農機具がなかなか入れないような条件の悪いところが多いところがございます。ですから、そこを耕作するとなれば相当な条件整備をしていかなければならないのかなというふうには思っております。

単純に市民農園的な考え方や家庭菜園的なイメージだけでは、この耕作放棄地を解消する、耕作するということは大変難しいだろうなというふうに思っておりますが、先ほどお話しされましたように、空き家と、それからプラス農地というふうなことで、それを貸し出しする、あるいは売ったりするというようなことは、私もそういうことがあればぜひそういう考え方も大変大切にしたいなと思っておりますし、やっぱり町で独自のそういう制度を設けることもやぶさかじゃないのかなというふうにも私なりに思っておりますので、一応そういったことを今後参考にしてまいりたいと思います。以上です。

○議長（一條 光君） 以上をもちまして、15番新田博志君の一般質問は終了いたしました。